

議 事 録

件 名	第 1 1 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 4 年 4 月 1 0 日（火）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 中ホール
会議内容 （質問等）	<p>会長挨拶</p> <p>会 長： 定刻となりましたので、第 1 1 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を始めたいと思います。まず始めに校長会からの委員が A 委員から B 委員に替わられましたので、まだ委嘱状の準備は出来ておりませんが、まずご挨拶をして頂きたいと思います。B 委員よろしくお願ひします。</p> <p>B 委 員： この度、某学校の校長として着任しました B です。校長会の担当としてご迷惑をかけないよう頑張っていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>会 長： 途中からの参加ですので中々わからない事もあるかと思いますが、議事録を見て頂きながら、色々ご意見を頂いて進めて行きたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 前回の会議は 3 月 6 日にありましたが、年度末・年度初めを挟んでしまい、私も含め我々が身動きを取れなかったため、開催が 1 カ月位あいてしまいました。記憶を辿るのが大変ですが、進めて行きたいと思います。まず前回は、「第 2 章登別市景観・みどり審議会等」から「第 3 章第 3 節全ての人が責任を持つ」の前まで、色々お話をさせて頂きました。その中で、議事録を読むのも中々大変であろうと思ひまして、事務局より「第 1 0 回市民会議要点」という事で資料を頂いております。前回はこのようなお話をしたという事をこれを読んで思ひ出して頂ければと思ひます。まず問題となったのが、審議会の委員に推進組織の構成員が入るのはおかしいのではないかというご意見を頂きました。最終的にどちらが良いという結論は出ておりません。それから審議会と推進組織の役割についてのお話をしましたけれど、これは組織図等がないと役割が見えてこないという事で、今日お配りした資料の中にそのようなものを入れております。それから審議会の委員に「学識経験者」とあるが、これはどのような人の事なのか、又、このような人達で専門部会を設けてはどうかというご意見も頂きました。それから、「景観・自然遺産」、「モデル地区」、「眺望ポイント」についても様々なご意見を頂いております。これらについても、実際に図や写真で見ないとイメージが湧かないという事でしたので、D 委員から資料をお借りして、それを参照しながら進めて行きたいと思ひます。更に、在来種・外来種についても様々なお話を頂いております。この条例の中でどのように表現するか様々なご意見が出ておりましたが、まだどういった条文にするという結論には至っておりません。始めに、今日お配りした資料について</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>確認します。まず、「第10回市民会議要点」が1枚あります。それから組織の役割の図が3枚あり、市長を中心に審議会と推進組織が市長の両側にあり、市民が市長の下に来ている図が1枚、市長と審議会や推進組織だけのシンプルな図が1枚、更に審議会や推進組織の横にそれぞれの役割が記載されている図が1枚、全部で3枚あると思います。それから、審議会の委員と推進組織の構成員が重複した場合どのような事になるのか、他の会議ではどうだろうかという事で、登別市の審議会の一覧表を付けています。更に、自然遺産に関連してD委員が所持していた資料を基に、「登別自然遺産(案)」と「残したい景観・自然」を用意して頂きました。最後に、「登別市都市計画総括図」がございまして、これについては後ほど事務局より説明があると思います。本日は、前回お話のあった部分について再びお話をしなければならないのですが、それについては半分程度の時間で終えまして、残り半分の時間で次の部分に進んで行きたいと思いますので、皆さんご協力をよろしくお願いいたします。まず、審議会と推進組織のイメージが中々湧かないという事で、役割と位置関係を図に示してみましたのでご覧下さい。最初は、審議会・推進組織・市長の3者で図を作ってみたのですが、市民・事業者等も含めるべきであろうとの思いから、もう一枚の図となりました。まずはこれを見て頂いて皆様からご意見を頂きたいと思います。まず、市長を中心にして両側に審議会と推進組織が記載され、市長の下の方に市民・事業者等が記載されている図をご覧下さい。審議会の方は、市長より委嘱されて、諮問・情報提供を受け、それに対して答申をするという役割になっています。一方推進組織に関しては、市長より認定・技術的助言等を受けまして、それに対してお互いに協議をし、更に市長に提言をするという役割になっています。そして市長の下の方という事になりますけれども、市民・事業者等がありまして、市長と認定提案という形で互に行き来をするという流れとなっております。更に、市民・事業者等は推進組織とも繋がっておりまして、こちらの方も行き来をするという流れとなっております。審議会の方は、市民とは直接繋がっていなくても良いのではないかというご意見がございましたので、市長を介しての繋がりとなります。それらの詳しい役割にこのような仕事がありますという事で別の図に細かく載せております。まずはこれを見て頂き、何か足りない部分やおかしな部分、こういった繋がりがあった方が良い等のご意見を頂ければと思います。これは前回の会議で出た、第2章の文章化している部分を図表化して、関連性や繋がりをより分かりやすく示したという事です。</p> <p>C 委員： 事務局の方で、これを作った時の審議会と推進組織の違いが分かりますか。大雑把な事で良いので。一言で言うと、こういうイメージですが。審議会はこういうところ、推進組織はこういう事をするところ、という事を。実際にこれらの組織が上手く機能するかという事になると、何となく危惧がいくつかある気がします。それから何か内容的にはあまり変わらないような気がするのですが、大雑把でよろしいので、審議会と推進組織はこのような事をしますというイメージはありますか。</p> <p>事務局： あくまでも審議会の方は、市長から諮問を受けてそれに答申するというような機関という位置付けですね。それで、前回C委員からも質問のありました、</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>市にはどのような審議会があるのかという事で、こちらの方で調べてこの一覧表にまとめてみました。全部で7つありますが、このうち1番の環境保全審議会、2番の都市計画審議会というのは、それぞれに関係する法律に基づいて作られた審議会という事で、これらの審議会というのは市長の諮問に基づき関係する事項について審議し答申するという機能を持っており、これは審議会の特徴だと思います。それから、それに因んで委員会のようなものはあるのでしょうかというお話しもあったかと思いましたが、色々調べてみましたら、環境保全市民会議というものがありました。1番の環境保全審議会というのは、市の環境基本条例に基づき設置されているのですけれども、他にこの基本条例の中で市民会議という具体的な名前は謳っていないのですが、市民と事業者と市が協力して環境保全活動を進めるための体制を作る、というような事を謳っています。それに基づき環境保全市民会議は設置されています。ですからこの市民会議は、そのような推進活動をして行く所だという位置付けはされていると思います。同様に、この景観の関係も先程お話をしたように、審議会については諮問に対し答申する、景観緑化推進組織についてはあくまでも活動主体であるかと思えます。景観づくりや緑化に関する活動、それからプランを作って提案するといった活動が主体になるのかなというイメージを持っています。</p> <p>C 委員： 例えば答申ですと、2行目に書かれている「モデル地区の指定」あるいは「指定基準」、それから下の推進組織の2行目に書かれている「モデル地区の指定」は、かなり文言的には一致しているのですが、これはこういったイメージになりますか。</p> <p>事務局： まず、あくまでもこれは市民自治推進委員会が作った案でありまして、事務局が作ったものではないという事をご承知おき下さい。この答申の部分に書いてある「モデル地区の指定」あるいは「指定基準」は、あくまでも市長からそういった指定についてはどうでしょうかという事で、審議会に掛けられているもので、下の方は推進組織でそういった指定について、こういった所を指定したら良いのではないかという事を提案するような組織と理解しています。</p> <p>C 委員： もう1点よろしいでしょうか。前段の事務局が作ったものではないという事は理解しております。例えば今のお話ですとモデル地区の指定においては、この図面でいうと推進組織の方からここを指定したら良いのではないかという事は、市長と協議をするという部分あるいは提言に当たるかのどちらかだと思います。それを受け市長は審議会に諮問をするという形になるというイメージですか。</p> <p>事務局： そうですね。そのまま諮問するという事ではなく、市の中でしっかりと考えを練り、まとめた上で諮問すると考えます。</p> <p>C 委員： そうしますと今の例でいうと、ここが「モデル地区」に相応しいので、指定した方が良いのではないかという事で、推進組織から市の方に提言します。そして市で考えをまとめ、審議会の方に諮問し答えをもらうという流れでよろしいですか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>事務局： そうだと思います。</p> <p>C 委員： そのお話からすると、モデル地区の指定という事に関して、今言ったように両方の組織で内容あるいは順番が多少違うのだと思いますが、例えばここを指定しますという形で審議会での答申を受け市で考えをまとめ、再度推進組織に降りてくるという事ではなく、最初に推進組織で考えをまとめてからでなければそういった具体的な地名などは出て来ないという事になりますか。</p> <p>事務局： 推進組織以外にも、例えばこの図からすると、市民や事業者等からもモデル地区の指定についての提案を市の方で受ける事になっておりますので、そういったものも参考にするという流れになっています。</p> <p>C 委員： 分かりました。しかし実際に動かした時に、どちらかの組織が形骸化される、あるいは必要ではなくなってしまう気がします。私は、「役所」と「市民や事業者の皆さん」と「推進組織か審議会かどちらかひとつの組織」、この3つがあれば充分だと思いますけれど、審議会の中で何か考えを決め、それに基づき推進組織でそれを実行するという事なのでしょうか。</p> <p>事務局： そういった流れになると思います。実行するというのが、どういった実行になるのかは分かりませんが。</p> <p>C 委員： ここに書かれている内容になりますが、例えば審議会は基準を作るのかと思えば、推進組織にも認定基準というのがいくつか出て来ていますがどうですか。</p> <p>事務局： 推進組織とは認定基準を作る為に協議するという事になっています。</p> <p>C 委員： そうしますと何か二重になりそうな気がします。これが必要であれば構わないと思いますけれど、うまく回れば良いなという感じです。</p> <p>会長： 前回のご意見の中にも、その心配をしている部分がありまして、C委員からも会の性格がはっきりしないという事で、そのような意見があったのだらうと思います。それから、両輪でなくて片輪でも良いのではないかというご意見の中で、先程の図ではどちらの組織がリードするという事が分からないので今のご意見を頂いたのではないかと思います。どうしてもどちらかの組織がリードするという気がしますし、審議会というのは諮問を受けないと答申しないのかという事もありますし、一方で市民と市長と推進組織の関係で言えば、市民からも市長に上がって来るという手段もありますので、どちらの組織が最終的にリードするのかと考えているところであります。</p> <p>事務局： どちらかという、諮問された事に対し、審議し答申するという事で、審議会は受け身だと思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 審議会が独自に何かを発するという事はなく、あくまでも市長から諮問を受け、それに対し答申するという事ですね。この図では、市長と推進組織は提言や協議という形で繋がり、市民も市長に提案するので、それらの内容について、市長が審議会に諮問し、審議会が答申を出すという事ですね。</p> <p>事 務 局： そういう事になりますので、審議会の委員構成は非常に難しいと思います。厳正に審査するという事を考えると、それは大きな課題だと思っています。</p> <p>会 長： 今この図を見ながらC委員と事務局と私の話を聞いてイメージは湧いて来るでしょうか。図が無いとイメージが湧かないという事で、そういうお話をしたところです。</p> <p>D 委 員： この図を見て思ったのですが、私は推進組織というのは要するに提案型、策定をしたり協議をしたりして提案する役割であり、そしてあくまでも審議会というのは審議ですので、指定したり決定する場所だとこの図を見て私なりに理解したというか、そのような感じを受けました。</p> <p>会 長： この図や皆さんのご意見を色々聴き、そういった役割だという事をイメージしたとの事ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>E 委 員： 審議会は決定するのですか。審議会の答申を頂き、市長が決定するのですよね。</p> <p>事 務 局： そうですね。</p> <p>E 委 員： あくまでも答申の中身をどのように使うかは市長の裁量なのですよね。</p> <p>事 務 局： 最終的にはそうですね。最終決定は市長になると思います。ただ、審議会ではここはおかしいのではないかという部分については、また見直しをかけたたりし、フィードバックするなり、そういった形になるかと思います。</p> <p>E 委 員： フィードバックする事もあり得るのですか。</p> <p>事 務 局： そうならなければ、組織が機能しないと思います。</p> <p>D 委 員： 審議会の方では、例えばモデル地区の指定や自然遺産の認定に、決定する意思が入っているという感じを受けますが。</p> <p>C 委 員： 認定というと決まるという事になってしまいますので、今の会長や事務局の説明だと、答申を受けた時点で市の方が諸々の作業をし、その中には推進組織との協議も含まれると思いますが、どこを何に認定しますという形で最終的な結論が出て、それを受け市長が決定するのだと思います。今聞かれた内容というのは、認定という行為が審議会の方にはないという事だと思います。認定という事は決定するという事なので、どこを何に認定すべきものだという事だ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>容になるかと思えます。ここで最終的に決まるという事はないという事でよろしいですか。</p> <p>事務局： そう思います。あくまでも最終認定するのは市長です。</p> <p>会長： 第3章第11条の中に、市長が認定するとなっています。あくまでも、諮問し答申を受け決定をするのは市長だという事です。それから、この役割と図については三角形の方が良いのではないかというご意見等色々ありましたが、そういった役割があるという事を押さえて頂くという事でよろしいでしょうか。それから、資料の中に登別市の審議会一覧表がありますが、参考までにこれらの審議会の事について、事務局の方から説明してもらえますか。</p> <p>事務局： それぞれの審議会ではそれぞれの審議会に係る事項について、市長から諮問され審議するといった同じような機能を持っています。特に、環境保全審議会は環境基本条例に基づき設置されていますし、その条例において環境市民会議というものも設置されて実践活動もされているので、今こういった形で実践活動されているのか出来れば簡単にご説明願いたかったのですが、F委員どうでしょうか。</p> <p>F委員： 私は審議会の方には入っておりませんので、そちらの内容については詳しくはわかりません。環境市民会議の方はどちらかということ、計画を練り実践して行く所です。実際にどのような事をやっているかということ、一つは環境家計簿というものがありまして、それから発展した子供環境家計簿というものを作っておりまして、今は登別市内の小学校で7～8割の生徒が夏休み・冬休みに使ってもらえるようになり、それを会議の中でこういった形にすれば子供達が使ってくれて、結果が子供達に分かるような形になるかという事で、例えば電気をこまめに消しましたですとか、そういった小さな事は書かず、電気をこまめに消せば、これ位の二酸化炭素の削減が出来るだろうというような感じから、一つ一つそういった項目に丸を付けて行くという事です。それによりあなたはこの夏休みで木を何本位植えるだけの環境に貢献しています、という家計簿を作っておりまして、それはかなり認知されて来たところですよ。あと動植物の方も最初の段階で、登別の希少種の動植物のリストを作りました。どこにこういった動物がいるのかというリストです。それを使い保全する地区、開発する時に気を付けなければならない地区、またその中には私有地もありますから、その中で動物を守る方法などを、データや地図を基に今作成しているところです。実際にはそのような事を中心に行っております。</p> <p>事務局： そのような活動をして色々と検討した結果を、市に提言したりしているのですよね。</p> <p>F委員： そうです。そういうものを計画して、それを市に提言し許可が出れば実践して行くという形です。自分たちの中でも環境に関係している団体の方がいますので、そういった人達の協力を得たり、市の他部署の協力も得ながら進めて行くという形にしています。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： F委員は登別市環境保全市民会議で活動されていますが、それとは別に市長の諮問機関という事で審議会があるという事でした。その環境保全の方では、審議会と実践機関の両輪がきちんと機能しているという事でお話を頂いたところです。それでは、組織と役割という事はこの位にしまして、次に「景観・自然遺産」、「モデル地区」、「眺望ポイント」、「保護樹」についてですが、これも認定基準等が決まっていない中でどのような所が、「モデル地区」、「景観・自然遺産」に値するのかという事なのですが、それに関してD委員の方から貴重な資料を頂きましたので、説明して頂きたいと思います。D委員よろしくお願いたします。</p> <p>D 委員： 登別自然遺産(案)というものがありますが、これを作る前に自然遺産の定義をきちんと文章化しようと思ったのですが、まだ出来ていませんので、大変申し訳ないのですが、羅列しただけです。あくまで私的な考えでこの案を作っています。まず一番始めにフンベ山ですが、これは皆さんがご存知のように、登別漁港の海岸に面する、クジラの頭という意味の伝承の山です。私はあまり植物に詳しくないのですが、かなり前に植物に大変詳しい人が、ここは滅多にないようなラン系の花もあり、植物層も登別としては絶対に残すべき所だとおっしゃっていました。後、2番目の登別川にはアイヌ語地名が点在しています。今回、この遺産の2ページ目に別紙1として参照文献を一応揃えておきました。登別川は河川改修があまりされていないので、地形が驚くほど残っています。これは十数年前にE委員にお手伝いして頂き調査した時の写真です。多分今もこの景観は守られていると思います。幌別川にもアイヌ語地名はあるのですが、ほとんど河川改修されて残っている所がありません。鉦山などの上流の方は残っています。それからカムイワッカは、確か中登別のサンクスだったと思いますけれど、そこにある湧き水です。松浦武四郎も「素晴らしい、喉を潤す神の井戸の水」だというように記しています。あと、登別地区が多いですが日和山は、アイヌ語名では「ポロユエトコ」や「ブルブルケヌブリ」といいます。クッタラ火山の寄生火山で、火山に大変詳しい方はドーム上が何千度あるのかを教えて下さいましたけれど、登別市内では唯一噴煙を上げている山です。それから5番目の橘湖は、カルルス火山、昔はカルルス温泉一帯が大きな火山活動をしていた名残であり、その中の爆裂火口に水が溜まった小さな円形の湖です。これは結構評判の良い湖ですが、あまり人が訪れていませんので、まだ原始的な面影が結構残っているきれいな湖です。それから幌別川は市街地を流れる川にしては、四季を通して色々な鳥が見られる、という事で挙げておきました。それから7番目にキウシト湿原があります。これも十数年前に見つかった湿原ですが、ここでしか見られない色々な湿地性の植物が残っております。それから8番目は亀田記念公園で、ここはサクラやツツジがとても美しく定評がありますが、人のあまり行かない所には、「オオバナノエンレイソウ」、「ヒトリシズカ」、「オクエゾサイシン」等、色々な野の花がまだ残っています。それから秘密の場所があるのですが、かつてザリガニが生息しており、蛸も10年程前に、登別市内の蛸を救出し、ここに放した事があるのですが、4年前にも蛸が生きている事を確認しております。それから鷺別ですが、鷺別岬には「シラネアオイ」、これは日本の固有種ですが、多くの群落がまだ残っています。それから、区域としては室蘭側に入るので、「スズラン」等の色々</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>な野の花が多くあり、「二輪草」の小さな群落が多く残っています。あと、「ミズナラ」、「カシワ」、「ハリギリ」等の大きな木もまだ健在でした。亀田記念公園に関しては、別紙も一応作りましたので、見て頂きたいのですが、このデータは10年以上前に作っていますので、河川改修する前のものです。ですから若干野の花も変わっているかもしれませんが、一応こういった色々な野草などが、多分まだ沢山あると思います。このように、野の花等の登別本来の自然がまだ残っている所です。それから、残したい景観・自然というものがありますけれど、今まで市民アンケートや色々な会議で出された、登別の美しい自然や残したい景観等色々あるのですが、それには入っていないようなものを中心に、私個人でリストアップしてみました。登別の日和山の裏側に、夏の終わりに「リンドウ」が沢山咲く所がありまして、その景観が大変素敵だと思っています。春から夏にかけては、「かっこう」等の鳥の声も聞こえます。ここは「リンドウ」だけではなく、「クサレダマ」等の色々な植物が咲いている所です。現在は鹿の被害でかなりのダメージを受けているようです。それからカムイワッカの景観です。あと登別温泉に行く途中にある桜並木の近くにユートピア牧場があります。この牧場の景観がとても良いのではないかといい事で載せてみました。「月とライオン」という授産施設があるのですが、そこは柏の林がまとまっています。私は小さい時に、よく海岸で柏の林が沢山ある光景を見ていましたので、これはすごく懐かしい幌別の景色だと思っています。あと景観の方で、新川公園に連なるカツラ並木です。これが春になるととても美しい並木道になります。それから、青葉小学校の裏山は個人の山だとお聞きしていますが、この小さな山で一つの生態系がしっかりと成されています。四季を通して色々な鳥が見られますし、エゾリスが何匹かここで生活しており、今大変問題になっているエゾシカもここを休み場にしたりしています。私が四季を通して調べた結果、鳥の種類は50～60種類位毎年確認しております。それとこの中には湿地帯もありますので、蛍が大変多く生息しています。かつてはザリガニがいたらしいのですが、今は見かけません。山や、湿地やちょっとした広場があり、一つの生態系が出来ている身近な青葉小学校の裏山です。最後は富岸神社ですが、ここには「ミズナラ」や「ハリギリ」等の太い木が多く生えている場所です。この近くには富岸川が流れていまして、すぐ横には「ハルニレ」のとても大きな木や「クルミ」等の木も一緒に生えています。またここは縄文遺跡のあった所で、縄文遺跡は5～6千年位前だと思いますけれど、そういった看板もある所なので、歴史的にも大変良い所だと思います。個人の嗜好が強くなっていますが、一応あまり今までの資料の中に出てこなかったものをリストアップしてみました。以上です。</p> <p>会長： 貴重な資料とご説明をありがとうございました。環境保全市民会議でもお話しされた部分とありますが、D委員からこのような資料が出されて、どうなったのか分かりますか。</p> <p>F委員： 環境保全市民会議では、環境保全市民会議に入っている方から、こういうものを残したいですとか、景観として自分が良いと思うものを、その理由と共に箇条書きにしてもらい、それを集めてある程度整理したまでです。その後、一般にも公募を掛けましたが、その公募ではあまり集まりませんでした。次にそ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>れを実際に見て回り、健康増進と繋げるために散策ルートのようなものも考えようかという動きになりました。このコースを歩いたら何カロリー消費しますとか、自然を見ながらダイエットも出来て健康にも良いというようなコースを考えて行けないだろうか、という動きをしていましたが、まだ完成はしておりません。途中で別の部署に同じような健康の関係がありましたので、そちらの方に情報を提供し検討してもらおうという形になりました。</p> <p>会 長： 自然遺産という事に関しては、そこで話し合われなかったのですか。</p> <p>F 委員： 自然遺産についても、自然遺産部会というものを作り、そこで色々話し合いは行われたのですが、この条例の案にあるように景観・緑化の中で考える事となったので、景観・緑化の条例の方で、最終的に煮詰めてもらうという形にして、環境保全市民会議での話し合いは止め、環境市民会議からも私とかも条例案作りには出席して、景観・緑化条例の中で自然遺産として盛り込み、保全する方法を考えてもらうという事で、話し合いの場を移したという事です。</p> <p>会 長： 分かりました。自然遺産に関しては、(仮称)登別市景観・緑化検討市民会議が基軸になって行かないといけないという事ですね。ただ、事前に資料を集めたりご意見を聞いたりした部分があるという事です。今日のお話の中では、D委員から自然遺産(案)や残したい景観について、具体例を示して頂き、資料を基にご説明頂きました。それからF委員から自然遺産について、どのような経緯があったのか、お話を頂きました。この条例案において自然遺産は、市民の提案や推進組織の提言を受け、市長が審議会に諮問し、その答申を受けて、最終的に市長が認定する事となっています。それで、皆さんからは具体的なものが見えないとそれは決められないのではないかというご意見があったというように記憶しております。今実際にD委員から具体例の案を頂きましたが、どうでしょうか。何かイメージ出来るものはありますか。こちらの素案の中では、「自然遺産」も「眺望ポイント」も、指定基準を定める場合は推進組織と協議してという事になっています。ですから指定基準についてはこの場である程度の事を決めるべきではないかというご意見と、推進組織に全て任せて良いのではないかというご意見を頂いています。</p> <p>C 委員： 先程の話に戻りますが、例えばこの図ですと、市民がここは良い所であるから、「自然遺産」あるいは「眺望ポイント」に指定して欲しいとなると、市にも提案する事が出来ると思います。まずは推進組織の方に提案すると思います。この話を受けた推進組織と市は協議をし、指定すべきものとなれば、審議会に諮問し答申を頂く事になると思います。例えば6カ所提案して、審議の結果3カ所が認定すべきものとなり、残り3カ所がそうならなかったと仮にします。多分審議会なり市が考えをまとめて推進組織の方に、こういう事に決まりました、あるいはこういう事でどうでしょうかと回答すると思います。どちらになるのかというのは結構大事だと思います。このような場合、当然この提案をした方からは、なぜそういう事になるのかという意見が出て来る事は想定出来ると思います。決まった事なのでとりあえずは納得してもらおう事になると思いますが。そのような流れになるのかとイメージをしていたのですが、ど</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>うでしょうか。</p> <p>会 長： 今お話がありました、実際の案やこのような市民の声がありましたという部分は、直接もしくは市長を介して推進組織の方に行くというやり取りがありますので、「自然遺産」や「眺望ポイント」の指定基準については、この場で決定するのではなく、推進組織でその基準や内容を話合ってくださいという事でもよろしいでしょうか。この図と具体例が出た事でイメージが大分見えて来たと思いますがどうでしょうか。これについて違うのではないかという意見の方はいらっしゃいますか。</p> <p>C 委員： 作業的には認定基準というものが当然市民の中に共有されていなければならないという事になります。こういう基準がありますので、これに叶うものを挙げて下さいというようになり、それを条例の中で決められるのか決められないのかを、どのようにして市民の方に理解をしてもらい共有してもらうかなのです。いくつかの基準があると思うのですが、景観自然遺産の認定基準や、モデル地区の指定基準等がありますが、指定基準というのは当然決まってくるという前提でこのような話が出て来るのだと思うのです。もしその基準が無いとすれば、どこでどう決めるのか諮問機関の方でそれを決めるのか、あるいは市の方で諮問をして、答申を頂き決めるのか、そこら辺の作業手順はどのようになりますか。</p> <p>事 務 局： この素案によると、認定基準というものは、あくまでも市と景観緑化推進組織の協議の中で、案のようなものを作る事になっています。そして、その案を審議会に諮り、答申を頂き、良いという事であれば、それで進んでいく事となり、市民等へは情報として提供する形になると思うのです。そのような流れかと思えます。</p> <p>C 委員： 多分そういう事だと思います。ですから期間的にいうと、募集するには少し時間が掛かり直ぐには出来ないという事と、例えばその基準というのは市議会に掛けなければならないような内容なのかも少し気になりました。要するに市だけで判断出来るのかどうか分からないのです。</p> <p>事 務 局： やはり市だけで判断するという事にはならないと思うのですが、そのために審議会というものがあり、そういった専門家を交えた中で意見を聴こうという事なので、市だけで判断するという話にはならないと思えます。</p> <p>C 委員： そういう意味ではなく、この基準は議会に関係ないのですかという話です。</p> <p>事 務 局： 恐らくこの場合は、その基準は規則等で定める事になると思うのですが、規則については議会の承認は必要ありません。ただし、情報としては当然提供しなければなりません。</p> <p>C 委員： そうなりますと、市長の上か下に来るかは分からないのですが、もう一つここに議会が入り、条例だけではなく規則も含め、そこで承認する形になるので</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>すか。</p> <p>事務局： 規則については承認事項ではないのですが、情報の提供はしなければならないと思います。条例に絡むものでもありますし。</p> <p>会長： 図を見ながら皆さんのご意見を頂いたところですが、このような内容で何か足りない部分はありませんか。リーダー会議の内容はどうだったのでしょうか E委員、いかがでしょうか。</p> <p>E委員： 前回の会議の中で、D委員の方から部会の話が出たと思います。もしかしたら審議機関がいないのではないかという話も出ましたが、そうなると部会の意味があるのだろうかという意見もあるかもしれませんが、審議会が正常に機能して行くのであれば、恐らく必要になるのではないかと思います。しかし、この部会の設置についての検討がまだされていないと思います。</p> <p>会長： 審議会の中に専門部会を設置したほうが良いのではないかというご意見を頂きましたので、その事についてご意見頂けますでしょうか。前回は必要なのではないかという方の意見しか頂いておりませんでした。前回の議事録を読まないで記憶が戻らないですね。専門部会についての議事を探しますのでお待ち下さい。</p> <p>H委員： 7ページの下の方にありますね。</p> <p>会長： D委員のお話の中で、「審議会の中で学識経験者とあるのですが、何を持って学識経験者とするのか」という事と、「専門部会を設ける事も考慮して欲しいと思います。もちろん一般市民の方でも素晴らしい意見を持っている人も沢山いると思うのですが、専門的な観点から調査出来るような部会を場合によっては設置出来るようにし、その中から提言を受けるといった部分も付け加えて頂ければ広がると思います。」というご意見を頂いておりました。D委員その事で何かご意見はありませんか。</p> <p>D委員： まさに書いてあるとおりですが、私の他に確かE委員も似たようなご意見であったと思います。私はより深く話合う為には、やはり専門的な部会が必要だという事でこの時は発言しました。</p> <p>会長： この素案の中には専門部会という話は無いですね。時には必要という事でしょうか。</p> <p>C委員： F委員が活動している環境市民会議の中に自然系の専門部会はありますか。</p> <p>F委員： ありません。</p> <p>C委員： なければ良いです。もしあったとしたら調整が必要になって来る可能性があります。先程の資料によると審議会がいくつかありましたが、そこに専門部会があれば調整が必要となると思ったからです。他に無いのであればやはり専門</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>部会はあった方が良いのかなという感じはしています。</p> <p>会 長： それでは、条例の審議会の中に専門部会の設置を謳った方が良い、しっかりと明記した方が良いというご意見でよろしいでしょうか。それは時によってではなく、専門部会の設置を市長の命令によるものとした方が良いでしょうか。</p> <p>C 委員： どのようになるかはわかりません。いずれにしても専門的な事は必要であり、部会まで必要かどうかはわかりませんが、専門的な話ができる場は必要になって来ると思います。</p> <p>会 長： そういうご意見で皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>G 委員： 文章で設けるのは良いのですが、「設けなければならない」というような断定はしないで、「設ける事が出来る」というような表現の方が良いと思うのです。この条例の行く末を考えると例え完璧ではなくても良いから動いて欲しいのです。記載しなければならない項目の半分程度しか決めていなかった事が将来判明したとしても、それを責めるのではなく、その時点で追加すれば良いだけの事である。急いで悪いものを作るのは良くないけど、完璧を求め過ぎていつになったら動き出すのだろうかというのでは悲しいので、断定はしないで欲しいという要望があります。</p> <p>会 長： ありがとうございます。方向性としてはいずれにせよ、専門部会はあっても良いという事ですね。今決定はしないですけれど、その両方の意見があったという事でよろしいでしょうか。</p> <p>F 委員： 審議会の中に専門部会を設置するという事は、その専門部会は審議会の委員で構成する事になると思います。基本的には推進組織の中から色々な話が出て市に提言し、諮問するという事ですけど、推進組織の中には地元の専門的な方々が入っていると思われるので、推進組織と審議会では人が重複して来る可能性が高いですし、同じ人が提案し審議するという形になると思います。この事については問題ないのでしょうか。</p> <p>会 長： そういう事も想定される中で、審議会の委員と重複出来るのかというお話もありましたが、それも最終的にどうするかは議論していません。この辺はどうでしょうか。</p> <p>C 委員： やはり審議会の中に専門部会を設置するのではなく、どのような形になるのかは別として、景観緑化推進組織に専門部会を設置した方が機能するのかなと思います。</p> <p>F 委員： 審議会の中で専門的な人の意見を聴きながら最終決定をしなければならないというような感じにする分には良いのですが、専門部会の設置を入れてしまうと難しくなるかなと思います。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： 例えば審議会の方で各分野の専門家から意見を聴きたいとなれば、その会議に出席してもらい、お話し説明を受けるという形が一番良いと思います。</p> <p>F 委員： そういったルールの作り方が良いと思うのです。</p> <p>会 長： 当初の意見は、審議会の中に専門部会を設けられるようにしたらどうかとの事でしたが、推進組織の中に入って来る方々には専門的に活躍されている方もいるので、審議会の中に専門部会を設置すると、結果的に両方の組織で重複する方が出てしまうのではないかとこの事があり、どちらかという推進組織の中にそういった専門部会があれば、よりスムーズに動くのではないかとこの意見や審議会に専門部会の設置を入れるより、専門家の意見を聴きたい時に出席してもらおうというルールを作れば良い等のご意見を頂いたという事で、最終的にまとめる時に、どれが良いかを更に検討して頂くという事でよろしいですか。それでは専門部会についてはそういう事で押さえさせていただきます。これで前回の部分が過ぎましたが、何か落ちている部分や足りない部分はございませんか。</p> <p>H 委員： 落ちているのではなくて、先程から私はこの組織図を見て思っていたのですが、景観緑化推進組織という名称ですが、審議会は「登別市景観みどり審議会」となっています。この景観緑化推進組織というのは恐らく、その条例で定めるのですから、登別市から選ばれるという事になりますよね。けれども民間の市民団体にそういった活動をしているものもありますので、審議会と同じように登別市と付けて、他の団体と紛らわしくならぬようにしたらどうかと思います。それからこの素案の中で、景観緑化推進組織が随分色々な言葉で使われています。景観保全推進組織だとか景観推進組織だとか緑化と関わったりするものもあります。ですから、組織というものは全て同じものだと捉えて、名称の正式名が前段にあり以下 と呼ぶという事にして、組織名を統一したら良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： ありがとうございます。民間の組織もあるので、紛らわしくならぬように、例えば登別市を付けて「登別市景観緑化推進組織」というのはどうかという事ですね。役割をしっかりと精査して正式名称をしっかりと確認した方がよろしいのではないかとこの事ですね。それでは前回の足りない部分のお話をして頂いたという事で、次に進んでよろしいでしょうか。それでは第3節全ての方が責任を持つという部分を読みます。</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第18条 市民等は、それぞれが住む地域あるいは事業活動を行っている地域の景観保全や緑化推進の実践に努めなければならない。</p> <p>2 市民等は、景観プランを遵守するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民等は、緑化プランに定められる事業等の参加・協力に努めなければならない。</p> <p>4 土地等の所有者等は、この条例の目的に適合するように、その財産の管理を適切に行うよう努めなければならない。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>と、素案ではなっております。皆さんの意見を集約し文章化すると「緑化の推進は園芸種や外来種が公共や自然の緑地に生息を拡大しないようにしなければならない」となるのではないかと思います、赤字で記載しております。その他、出された意見として「若い人に対しての意識改革をどう推進して行くのか」、「若い人達が町内会の活動やボランティア活動に参加出来るような体制を整えた方が良い」、「小・中学生にもっと外の活動に参加して欲しい」との事でしたので、ここに該当するのではないかとこの事で青字で入れてみました。まずは市民の責務という事でご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>E 委員： 赤字の部分は外来種の問題について私が提案した問題です。外来種についても皆さんに議論して頂きたいなという意味でこの意見を出させて頂きました。ここに入れるかどうかという問題もあります。それというのも市民等の責務、それから事業主や土地所有者等の責務について第3章第3節に入っていますが他の条例を見ますと、ほとんどの条例が前半部分に責務が謳われています。条例を通して全般的に責務があるという事では、頭の部分に持って来るべきなのではないかと思います。この第3章貴重な自然景観等の保全・育成の中での責務というように限定されはしないかという疑問を抱いております。</p> <p>会 長： 市民等の責務に該当するのではないかとこの事で、この部分に書き入れたとの事ですが、責務については条例全般にかかる事なので、理念や言葉の定義の後といった前半に記載すべきとの意見であったと思っております。</p> <p>D 委員： すいませんが今話されている内容が見えないので具体的に教えて下さい。</p> <p>E 委員： 私の言い方が悪くて申し訳ありません。今検討しているのは市民の責務だと思います。その次に市の責務と続くと思いますが、そういった市民や事業者や市の責務というのは、他の条例を見ると大概は理念の後に謳われています。ですからこの責務は条例全体に及ぶ話だと思うので、前半の部分に謳われると思うのですが、この素案ですと第3章貴重な自然景観等の保全・育成の中の第3節として謳われていますので、第3章に対してだけの責務という事になりはしないかという事を危惧しております。</p> <p>会 長： 入っている部分によって責務がそこだけに限定された言葉にならないかという意見ですね。</p> <p>E 委員： 説明が悪くてすいません。</p> <p>会 長： 市民の責務は全体に及ぶ話なので前半に謳った方が良いというご意見でよろしいでしょうか。</p> <p>F 委員： 私は在来種や外来種の部分が登別の特色を出す条例になると思うので、両方に入れるべきなのではないかなと感じます。登別のみどりの歴史を作ってくれているのは在来種でありますので、在来種の保護という言葉理念の中に入れて、市民の責務の中にはこの赤字で書いているこのような感じの言葉を両方に</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>入れた方が、どこに力を入れた条例なのかというのが明確になるのかなという気がします。理念には単純に在来種の保護といった言葉だけでも良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 今二つの大きな意見を頂いたという事で押さえさせて頂いてよろしいでしょうか。まずは市民の責務という部分が、第3章第18条の小さい括りの部分だけではなく、全体に掛かるようにした方が良いのではないかというご意見を頂いたと思います。</p> <p>E 委員： 説明が悪くて申し訳ございません。外来種の問題は、たまたまここに入れた形ですので、市民の責務と外来種の問題はまた別で議論して欲しいです。市民の責務は景観づくりやみどりづくりについて、大概自分が主役であるというか自覚を持ってやりなさいというような事だと思うのです。そういった事から前段の理念の後に来るべきだというのが私の今までの話なのです。ですから外来種の問題は市民の責務と切り離して頂きたいなと思います。</p> <p>会 長： 発案者はそのようなご意見です。F委員のご意見も特色ある条例にするため入れたらどうかという事ですよね。</p> <p>F 委員： やはり正直言って、市民の人はどれが在来種でどれが外来種なのか全くわからないと思います。市民の責務の中に入れる事により、市は在来種と外来種の情報を提供しなければならなくなりますし、その事により市民の方々が在来種を理解し、そちらの方が良いと分かれば植えてくれる人が多いと思うのです。そういった情報を提供する意味合いで市民の責務の部分に入れるのも大事ですし、当然、理念の方にも入ってこなくては駄目だと思います。それにより当然、市の責務の方にも市民に情報を与えるというような文言が入って来ると思います。この事により登別の市民には、在来種と外来種の知識を沢山持っている人が増えてくるようなきっかけになる条例になれば良いと思うのです。</p> <p>会 長： 発案者のご意見は、責務については全体に関わるという事で前段の理念の後に入れた方が良いというのが一つ、在来種と外来種の話がたまたまここに入っていた事もあり、特徴あるものとして責務の他に理念にも入れた方が良いのではないかという二つの意見があるという事でよろしいでしょうか。</p> <p>C 委員： E委員がおっしゃった市民の責務については全体的に波及する内容なので、文言表現は変えなければならぬのかなとは思いますが、第3条辺りに入れ、こういったものがありますという表現をすれば良いのではないのでしょうか。もし行政側の責務を表現する必要があるれば、第4条の部分に追加したりする事があるのかなと思います。それから在来種と外来種の話は賛否両論がありますけれど、表現の仕方によっては誰にでも受け入れられるような内容になる事なので、ここの全ての人が責任を持つという第3節はそのまま残しておいて、条文表現を少し変えて行くと生きて来るのかなという気はします。</p> <p>会 長： ありがとうございます。全体をとおして見れば、どの部分に入れたら良いのかが分かってくると思いますので、その時に再度検討したいと思います。それ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>では第19条に行きます。 (公共施設の先導的実践) 第19条 市長は、道路、公園、建築物その他の公共施設の新設や改修(以下、「公共施設の整備」という。)をするときは、景観の形成及び緑化の推進について先導的に取り組まなければならない。 2 市長は、公共施設の整備を行う場合は、あらかじめ審議会に景観及び緑化に関しての意見を聴かななければならない。 3 市長は、審議会の意見を尊重し、整備計画に反映するよう努めなければならない。 (地区計画の活用) 第20条 市長は、景観・自然遺産地区以外の市街地において、地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めるため、都市計画法に基づいた地区計画の活用の推進に努めなければならない。 (緑地協定等の活用) 第21条 市長は、緑豊かな市街地の形成を図るため、都市緑地法に基づいた緑地協定及び市民緑地の指定の活用の推進に努めなければならない。 (啓蒙活動) 第22条 市長は、次代を担う子供たちに向けて、景観づくり及び緑化推進の啓蒙に努めなければならない。 (情報の発信) 第23条 市長は、市民等及び市域を訪れる人々に対して、景観づくり及び緑化推進に関する情報の発信に努めなければならない。 2 市長は観光振興に資するため、景観・自然遺産の認定や眺望ポイントの指定等を行った場合には、積極的にその情報の発信に努めなければならない。 (国等が行う事業) 第24条 市長は、国若しくはその他の地方公共団体が行う事業(以下、「国等が行う事業」という。)について、協議若しくは意見を求められた場合は、審議会の意見を尊重して回答するよう努めなければならない。 また、第19条の公共施設の先導的実施の部分には皆さんから出た意見を集約し、「景観形成及び緑化の推進において植栽を行う場合、在来種を使用し地域の生物多様性を図ると共に、在来種による景観を創造しなければならない」と赤字で入れさせて頂きました。また第22条啓蒙活動の部分にも皆さんから出された意見として「維持管理にするには、それに対する意識をどう高めるか」、「啓蒙活動を推進しなければならない」と記載しております。まず第19条に関してのご意見を頂きたいと思います。</p> <p>E 委員： この赤字の部分はグループ討議の中で私自身が提案させて頂いたものでございます。また、他の人からも在来種による景観が増えてきているという事もあり、在来種の植栽により在来種の景観を大事にしたいというようなご意見が出されております。</p> <p>会 長： ここについても公共施設の先導的実施があるという事で、今までグループで</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>話した中では、在来種という部分も意識して整備したらどうかというご意見があったという事ですね。また、在来種と外来種の話が出てきましたけれども、中々規制するというのも難しいのではないかという意見もありました。</p> <p>C 委員： 例えばD委員の資料にあるような、既に出てきている亀田記念公園の中にある事に関してはどうするかという事と、例えば街中の公園整備や都市計画事業等でみどりを整備する場合、この時点で在来種と外来種の判定をするのは難しいと思います。例えば花畑にチューリップを植える事が単純に良いのか悪いのか。コスモスはどうなのか。元々日本にある園芸種なら良いのか、元々日本にあったものでも、自然のものでない場合はどうなのか。植えられないとするならば、在来種の種を山から採って来て植えるのかといった問題があると思います。例えばキウシト湿原等では、チューリップのような外来種は当然「植えないで下さい」と、というような事はハッキリしており、誰でも理解していると思う。公園整備を行う時に市役所等で良く作る円形の花畑等にドウダンツツジやチューリップやコスモスを植えるのはどうなのでしょう。</p> <p>D 委員： 亀田記念公園を例に話しますが、人が通る道路や既に花壇に定着し評価を得ている所は、全く構わないと思います。街中の公園も勿論園芸種で彩られるのは全然構わないと思うのですが、以前にも言いましたように街中ではなく、明らかに昔から登別の自然として残っている場所、例えば鷺別岬の頂上に、各種チューリップが植えられたりしています。それはやはり綺麗だからと言う理由で植えたと思うのです。そのような事にはあえて触れたくはないのですが、やはり元々あった遺伝子は尊重されるべきだと思うのです。ですから前にもお話し議事録にもきちんと記録されていますけれど、例え公共のものでも皆さんに理解して頂き、元々の在来種や、元々の登別の植生を生かして欲しいという事が私の願いなのです。街中は園芸種で全く構わないと思います。住み分けや区分けを明確にして良いのではないかと思います。後は公共施設なのですが、やはり公共施設というものは所々の主要な場所にあり面積も大きい。そこから受けるみどりの影響というものは結構インパクトがある。そのためこの街に生えていないものを植えるという事は、綺麗だけれど違和感があるという事が私個人の思いです。したがって全部ではないですが、ある程度の部分を在来の樹木等で手当てして頂ければ次々変わって行き、点から線になるのではないかと思います。公共施設というものは、それだけ面積も大きいですし、与える印象も全然違うので、一応「線」として作る一つの役割になってもらえるのではないかと思います。</p> <p>会 長： 全部は難しいのですが、住み分けや区分け出来る所は在来種を大切にする必要もあるのではないかと、是非そうして頂きたいというご意見です。E委員どうですか。</p> <p>E 委員： 外来種の問題は、管理出来ているか出来ていないかだと思います。元々その地域に無いもので趣味的に飼ったり、あるいは栽培したりする方がいらっしゃると思いますが、それはしっかり管理した中で行っている事ですので、全く問題ないという事になります。ですが、一旦人の管理を離れて自然に放たれると、</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ここで外来種の問題が発生するという事です。ですから「第18条 緑化の推進は園芸種や外来種が公共や自然の緑地に生息を拡大しないようにしなければならない。」「第19条 景観形成及び緑化の推進において植栽を行う場合は、在来種を使用し地域の生物多様性を図るとともに在来種による景観を創造しなければならない。」と、赤い文字で書いていますが、それはこれからの話であり、これから市が行う公共的な植栽については在来種を使用する。そういう事を言っていますので、これまでにあるものに関してはこの条文が及ぶところではないと思います。この内容についてはまた別な部分で議論があるかも知れませんが、それから非常に難しい問題で、商売が絡んで来ますので、これを作ったからといって市の方で在来種を植栽するという時に、地元の緑化業者が応えられるのかという話もあります。そのような事を考えるとこのような条文を入れて良いのかが疑問です。昨年11月下旬に知り合いの先生から面白いお話を聞きまして、某市の業者が愚痴をこぼしている。何故かというと市役所に顔を出すと「在来種はないか」と問われるそうです。1～2年で在来種の苗や種を確保出来る訳も無く緑化業者が愚痴をこぼしているという話でした。恐らくこれからの流れとして、行政の行う緑化については、在来種が重視されるようになって来ると考えられます。それに対し緑化業者がどこまで対応出来るのか、その部分が問題になるのではないかと思います。そこで、今の段階で条文の中にどこまで在来種について謳えるのか、その辺を皆さんで悩み議論して行かなければならないのかと感じているところです。</p> <p>会 長： 在来種を大切にしたいという思いから、区分けも必要なのではないかというご意見を頂きました。条文に書く内容については、前回の会議ではっきり謳うのか精神的な部分を謳うのかというようなご意見を頂いていたかと思います。その中でF委員からは条文に入れた方が登別らしいのではないかという意見を頂いておりました。</p> <p>F 委 員： 現在動物に色々な問題が出ているが、それを植物に起きないようにしたい。今、在来種が生息している場所が外来種に侵されないようにしたい。そういった部分では最低限市民も知識を持たなければならないし、行政もそのような事を考えて行かなければならないと思う。多分、市役所はこの場所には在来種が良いのか、この場所には外来種が良いのかは考えて植えていないと思う。少なからず私が緑化に携わっていた時は計画を立てていなかったはずですが。勝手な事を言いましたが、どちらかということ外来種の生息場所が拡大する事によって、今の在来種が生息している地域が侵されないように努めなければならないというような感じの意味合いです。そのような事を考えてやって頂きたい。そのためにある程度の知識を市民は持たなければならないし、市は市民にある程度の知識を与えなければならない。そういった部分の条文をどこかに入れなければならないのかなと思っていましたところでもあります。</p> <p>D 委 員： 今の在来種、外来種のやり取りで10年程前の事で思い出した事があるのですが、私はやはり明文化して頂きたいと思います。それは10年程前に幌別川の花が寂しいのでコスモスを沢山植えたいですとか、法面にワイルドフラワーを植えたいというお話がありました。これは物凄く勢力が強い侵略者ですか</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ら、元々ある登別の植物を駆逐してしまうのですが、綺麗だからという理由で植えたいという事になったようです。その時、反対したのが私だけだったのですが、一応、当時の話し合いをした皆さんが私の気持ちを汲んでくれて実現はしなかったのですが、そういった意味も含めまして、やはり明文化して頂いた方が凄く楽だなと思ったところであります。</p> <p>I 委員： 先程のお話で蛍の事が出ていましたが、詳しい場所は良く分からないのですが、富岸川の方に生息している所があると聞いています。蛍のエサになる巻貝は綺麗な川でなければ生息出来ないと聞いているのですが、川を綺麗にするために二枚貝、例えばシジミだとかを放流する事は良い事なのでしょうか。私、以前に蛍を守るために富岸川にシジミを少し放流した事がありまして、その事に関しては止むを得ない事だと自分なりに感じていたのですが、そのような事はどうか。</p> <p>D 委員： 私は富岸川では蛍を見た事がないのですが、登別市に生息しているのは平家蛍と言いまして、生息域としてはサラサラと川が流れているような所ではなく、よどんだ沼地のような多少汚れた水で場所が生息しています。私は宅地造成される場所から蛍を救出し、卵を産ませたりして、2年位の間、蛍を育てた事があるのですが、その時のエサは平巻貝と言いまして元々沼地等に生息する小さなクルクルとした平たい貝でした。ですので、カワニナ等のエサは探すのも大変ですし一切使用しませんでした。冬になると川の水が結氷してしまい採れなくなるので、シジミやホタテを買って来たりして、細かく切り刻み蛍の幼虫を育てるためのエサとして使用した事はあります。1カ月間幼虫として水中で生活するので、成虫化すると1週間から10日位で死んでしまいます。ですから、川にシジミ等を放流する事は全く考える必要はないのではないかと思います。皆さんは登別市に蛍がいる事に驚かれますが、まだまだ幌別地区にも生息している所がありますし、登別東町の自然公園にはしっかり定着し生息していますので、見ようと思えば何箇所かは見る事が出来る場所があります。亀田記念公園にも1カ所ほど生息数は少ないですが放流している所があり、シーズンが到来すると真っ暗な場所で光りを見る事が出来ます。</p> <p>I 委員： エサになる貝は生息している訳ですよ。</p> <p>D 委員： はい。私がエサにしたのは平巻貝という貝でした。本当に小さくて耳かきより少し大きい位の平たい貝で、それを蛍の幼虫は食べていました。今から10数年前に今の常盤町の住宅地が埋め立てられて作られましたが、埋め立てられる前にその蛍がどういった物をエサとして食べているか、E委員に調査をして頂きました。その時、すくった網に掛かって出て来た物が平巻貝で、後は小魚類でした。ですので、私は平巻貝をエサとしてかなりの数の蛍を育てましたので大丈夫だと思います。</p> <p>会 長： 在来種や外来種の問題から発展し、生態系の問題を入れて良いのかという事から話が出たのだと思います。本題に戻りたいと思います。明文化という部分で、C委員どうでしょうか。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>C 委員： 蛍を含め個々の扱い方とか色々あると思うのですが、例えば植物ですと在来種がありますが、それを移植するといいますか移動する行為は当然発生します。私はその事自体が良い事なのかどうかという問題があると思うのです。例えば在来種の種を植えるのだから良い事なのか、例えば幌別のモデル地区に公共の施設が建ちました。そこに在来種を植え育てましょう。それはそれで凄く良い事のように聞こえるのですが、実は在来種とは一体何なのだろうかと思うのです。なぜなら、本来そこにあるものが在来種であり、その場所にはないものを緑化しようと思い、山から持って来たり、種を植えたり、あるいは樹木を移植したり、その行為が果たして良い事なのかどうかという疑問を抱きます。ですので、色々なエリア分けがあると思うのですが、皆さんが想定する街中に在来種を植える場合、他の場所から持って来なければならないと思います。あるいは在来種の種を植え育てます。種を植えるという事はそこに元々ないものを人為的に植えるという事になる。生態系云々の話をすれば、極端な言い方になりますが、何を植えても同じだということになると思うのです。人間が住んでいるエリアで何かを行うという行為は、必ず何処かを傷めているという事になるのです。そのような事の啓蒙は当然必要になって来ると思います。全く人の入った事のない原始林や原生林は、その中でしか生態系は動いていないはずで、人間の入り込んでいる場所は、全てについて同様な事がいえると思います。基本的にこの部分での論点としては、外来種そのものは相応しくないもので植えないという事として良いと思います。しかし、その代わりとして在来種が良いのかというと、私としては難しい問題であると思います。例えば沢山ある樹木だから、ミズナラを山から掘り起こすあるいはドングリを蒔く、いずれにしてもそこにはないものを植えるという事ですので、啓蒙は必要になって来ると思います。要するに何を言いたいのかといいますと、良いとか悪いではなく、子供達にここに植えた理由というものを教えて行かなければならないと思いますし、人間は身勝手であるという事ははっきりしているのですが、それを子供達にどのようにして納得させるかが重要であるという事です。ですから在来種や外来種の議論をすると同時に、在来種はここにはないけれど、山にあるものや元々登別市にあるものを、この場所に植えるという行為を、この条文の中でしっかり説明出来なければならないと私は思うのです。</p> <p>会 長： 景観やみどりを後世に残して行きましょうという事で、今までの議論や素案の中で子供達に対する色々な話が出て来ましたが、その中で条例を作りながら伝えて行くという部分が重要な問題であるというお話を頂きました。それを結論付けるのは大変な事であると認識しております。</p> <p>B 委員： やはり子供達への認識としては、在来種や外来種というものが存在しているという事を条例の中で触れて頂きたいと思いました。また、子供達の活動がその中に反映されているかどうかという事は、もう少し詳しく資料等を読ませて頂きたいと思います。少なくとも在来種を大切にするという部分は、自然を大切にするという事に深く繋がって来る部分があると思うので、言葉や表現として、先程話題になっていた今までのものをどうするかという事と、これからどうするかという事は、あまりこの条文に書き込むのはどうかと思っていま</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。ここでの議論を例えば推進会議の方にしっかり伝えるだとか、後ろの方に言葉の説明部分を加えるとすれば、その中で在来種や外来種についてのコメント等を載せていく形になるのかなと思っていたところです。</p> <p>会 長： ありがとうございます。F委員と同じような意見であるのかなと思います。まず在来種や外来種があるという事を知って頂く事が大切な事であるという事ですね。それについて、今後どのように推進して行くかという事については、推進委員の方で話して頂くのか、ここでお話をするのか難しい問題であります。</p> <p>B 委員： ここでの意見は、大切に次に繋げるという話です。</p> <p>会 長： 今日は非常に大切な話をして頂いたと思います。何回かこのような場面はあったと思うのですが、本日はじっくりこの話をさせて頂いておりますので、他に意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>G 委員： 皆さんのお話を聞き、良いか悪いかについては全く分からないのですが、以前私が日本野鳥の会の見学会に参加した時のお話ですが、案内をしている方に、その場所に生えていたタンポポは外来種だと教えられた事がありました。たまたまなのですが、その場所には日本タンポポと西洋タンポポのどちらもありまして、真上から見るとどっちがどっちなのか分かりません。そこで違いは何だという事で、花びらの裏側を見ますと、花びらを支えている緑色部分が垂れているかどうかという事で判断出来るとの事であり、ほとんどのタンポポは垂れていました。垂れているのは西洋タンポポで、本来日本にあるタンポポは垂れていないもので、現在日本で咲いているタンポポのほとんどが日本タンポポではなく西洋タンポポだと説明を受けた事があります。私はそれがどうなのかという事は全く分からないのですが、今までの皆さんのお話を聞き、在来種と外来種の違いについて、生物等の問題も色々あると思うので、どの程度実行出来るかという事はとりあえず置いておき、知識を得る事は大変重要だと思っておりますので、先程お話が出ましたように、条文の中に在来種や外来種についての言葉が入る事は良い事なのではないかと思いました。以上です。</p> <p>会 長： ありがとうございます。この問題について何かご意見ございますか。J委員、鷺別岬等の話はどうでしょうか。</p> <p>J 委員： 今までのお話を聞いていて、非常に辛い立場にあります。私も色々な事をやって来ましたがD委員より色々指摘を受け、これからどのように自然を守って行けば良いのかなと非常に考えていたところであり、最近では自分の足で鷺別岬へよく登っております。去年シラネアオイやカタクリが咲いたりしており、少し入るだけで国道沿いの騒音が聞こえなくなるような良い所です。そのような自然が身近にありまして、私はこの自然をどのように保全して行こうかと最近悩んでいるところであります。D委員のお話を聞き、今まで以上に考えるようになりました。そこには在来種や外来種の問題があり、いわゆる自然体系を守って行く事の難しさを非常に考えておりまして、一步下に降りると勝手に自</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>分の好みの花を植えたりしておりますが、そのような所をどうするのか、私の気持ちとしては、出来るだけ今あるものは維持させて行きたいです。ただ自然体系を壊すような行為は、条例の中に規制等を盛り込む必要があるのではないかと考えております。そこはD委員が言っていた守るべき自然、そのようなものがしっかりと出来ていれば、その場所に勝手に自分の好みの花を植えたりする事が自ずと出来なくなると感じました。</p> <p>会 長： 大体皆さんからこの件についての意見を頂いたのかと思います。明文化した方が良いという意見、在来種や外来種という事に関しては理解して頂いた方が良い、そのような精神的な部分を載せた方が良いという意見を頂きました。実際にこれが条例となり子供達の未来に繋げて行くという事であれば、しっかりと押さえて理解出来るようにしなければならないと思います。大変重要であるという事で、ここは多分最終的なまとめの時に、今日皆さんから頂いたご意見をまとめて行かなければならないと思います。いつかこのお話をしなければいけないとは考えておりましたので、本日議論出来て良かったと思います。それでは19条、20条、21条、22条ですが、この中で市民緑地という文言が21条にありまして、この事について事務局から説明して頂きたいのですがよろしいでしょうか。事務局より資料の配布がありますので、地区計画の方も併せてご説明頂きます。</p> <p>事 務 局： 第20条の地区計画の中で、都市計画法に基づいた地区計画の活用と書かれておりますので、都市計画について簡単に説明をしたいと思います。A3の図面になりますが都市計画図を添付しておりますので、そちらをご覧ください。その図面の中心辺りに左右に延びた青いラインがありますが、その海側が都市計画区域となっております。大きく分けると、都市計画には11の事項があり、その区域の中に定める事になります。地区計画もその11種類の内の一つであり、他の一つとして地域地区というものがあります。その地域地区の一つとして用途地域というものがあります。図面を見て頂くと青や緑に着色されている部分が用途地域であり市街化区域でもあります。その用途地域は12種類に分かれており、住居系が7種類、商業系が2種類、工業系が3種類となっております。何故その用途地域を定めるのかと言いますと、市街化区域内の土地利用を放任しておけば、例えば住宅地の中に歓楽的な商業施設が建ったり、大規模な工場が建ったりする可能性があり、環境の保全をする事が出来なかったり、都市そのものが混然としたものになってしまう恐れがありますので、秩序ある土地利用を図るために用途地域を定めております。その中で建物用途とあって、このような建物は駄目だとか、形態制限とあって建ぺい率、容積率、高さの制限などを定めております。建物については、そのような用途制限が掛けられておりますが、先程言った地区計画というものは、用途地域よりも更に小さな範囲で、その地域の特性に合わせた用途制限などを掛けます。例えば本来高さの制限が無い所に高さの制限を加えたり、道路や隣地の境界線から何メートル離しなさいですとか、塀の高さの制限などを定める事が出来る事となっております。その地区計画ですけれど、あまり例は無いのですが、緑化率の最低限度を定める事も出来ます。最低限度は25%までとなっておりますので、宅地の25%は緑化をなさいという地区計画を立てる事は可能であると思いま</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>す。これは都市緑地法に基づき条例を策定する作業も必要になるかとは思いますが、このような地区計画を立てる事は可能なのかなと思っております。以上です。</p> <p>会 長： 続いて市民緑地の説明もお願いします。</p> <p>事 務 局： お配りしている資料の中に、市民緑地制度の概要というものがあると思うのですが、これに沿って説明したいと思います。根拠法令としては都市緑地法というものがあり、それに基づき、こういった制度が設けられております。制度の目的としましては、こちらの資料に書かれておりますので読んで行きます。都市内にみどりとオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために地方公共団体等と土地等の所有者との契約に基づき、都市内に残された貴重な緑地を保全すると共に、これらを住民の利用に供する緑地として公開するという事がこの制度であります。この制度の中では、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供する事を支援し、みどりの保全を推進する制度という事で、あくまでも土地等の所有者からの申し出に基づき契約するという制度であります。この制度の対象となる土地や契約期間の条件というものがあり、それは都市計画区域内の300㎡以上の広さを持つ一団の土地であり、樹林地や草原など現況が緑地である、又はこれから植樹等により緑地となる土地、それから契約期間は5年以上という縛りはあります。優遇措置としては税制面ではあるのですが、その土地の所有者に対して掛かっている固定資産税や都市計画税が、無償で貸し付けた場合には非課税になるという規定があります。管理等に関しては、これを借り受けた市などの地方公共団体等が行う事になっております。後は、これらの契約を締結した場合等については、公告等をして市民に周知するという事が規定されております。それで実際に登別市内においても1カ所、この市民緑地制度を使い公開している所があります。先程、D委員の説明の中にもありましたが、登別東町5丁目で資料の裏面に位置図を付けておりますが、高速道路と円山通という市の街路に挟まれた所に残された緑地であります。水芭蕉が群生している写真を付けていますが、撮影する時期が悪く、花が終わった後の水芭蕉の写真です。広さは1.7ha位ありまして、平成12年に契約を結んで公開しているところであります。写真にありますように、樹木が多く水芭蕉が群生している所で先程説明のありました蛸も生息しています。この制度を利用して緑地を保全して行き、市民にも親しまれる場所として活用して行くというこの制度を利用すれば、色々な活用が可能であるという事です。それからもう一つが緑地協定制です。国土交通省のホームページより抜粋した資料なのですが、これについて少し読ませて頂きます。登別市においてはこの緑地協定制を活用した事例がまだないのですが、土地所有者等の合意により緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度で、地域の方々の協力で街を良好な環境にする事が出来るとあります。制度の概要につきましては、協定には2種類あり一つが45条協定で、これは土地緑地法の45条です。これに基づき、既にコミュニティの形成が成されている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結して、市町村長の認可を受けます。もう一つが54条協定で、これは一人協定という事で、開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるものであり、3年以内に複数の</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>土地所有者が存在する事になった場合に効力を発揮するようになっています。協定の締結については、土地の所有者あるいは土地の借地権者といった者になる事が出来るとあります。協定の内容につきましては、緑地協定の対象となる土地の区域の設定や、保全又は植栽する樹木等の種類や場所、それから保全又は設置する木及び柵の構造、このようなものを内容として定める事が出来るとなっています。この協定の有効期間は5年以上30年未満、それから緑地協定に違反した場合の措置等もこの協定に定める事が出来るとあります。この協定を締結するメリットとして関係者で話し合いを行って街ぐるみで緑化を行うため計画的な緑化が図られ地域の環境や景観のレベルが向上する。市町村によっては助成措置を設けている所があり、支援を受けられる場合があるなど、このようなメリットがある制度です。先程お話ししましたように、登別市においてはこのような制度を実際に取り入れたという事例は未だありません。簡単にですがこのような制度があるという紹介でした。</p> <p>会 長： ありがとうございます。第20条には、「市長は、景観・自然遺産地区以外の市街地において、地域特性に応じた個性あるまちづくりを進めるため、都市計画法に基づいた地区計画の活用の推進に努めなければならない。」と書かれております。</p> <p>事 務 局： 今お配りした資料は、他市の地区計画の内容です。地区計画に定める事が出来る事項は、大体何処の地区計画も一緒なのですが、先程言った緑化率の関係が載っております。全国的にもあまり多くはありませんが、緑化率の最低限度を25%に定めております。登別市内にも6カ所の地区計画を定めておりますが、緑化率を定めたものは一つもありません。単純に用途の制限、高さの制限、壁面の位置の制限といった一般的な地区計画の内容となっております。</p> <p>会 長： 現在このような都市計画に関するものや緑地協定、市民緑地という事で実際に行われているものがあります。それを条例の中で上手く活用するように第20条、21条で書いてあるという事でよろしいかと思えます。これに関して悪いという事はないと思えますが、他に何か質問やご意見はありませんか。</p> <p>E 委 員： 第19条の第2項なのですが、「市長は公共施設の整備を行う場合は、あらかじめ審議会に景観及び緑化に関しての意見を聴かなければならない。」という条文なのですが、こんなに頻繁に聴けるものなのかなと思っていたところです。一々審議会に掛けなくても細かい部分は次々やって行っても構わないのではないかという意見がグループ長会議で出ました。</p> <p>会 長： すいません。先を急いでしまいました。今の意見について何かご意見等はありませんか。時間の方も15分超過してしまいましたので、最後の部分は軽く流した感じがありますが、今回はこの部分から議論したいと思いますので第19条から第24条まで皆さんの方で読んで来て頂きたいと思えます。ここまで何かご意見やご質問はございませんか。事務局の方から一方的に説明を受けた部分もありましたがよろしいでしょうか。事務局は何かございませんか。今日は貴重な在来種や外来種の事を皆さんで議論出来て良かったと思っております。</p>
-----------------------	--

会議内容 (質問等)	ます。素案の検証もあと少しのところまで来ておりますので、皆さんには予習なり復習をして頂けたら、次回の議論がスムーズに進むものと考えております。次回の案内は追って連絡するという事でよろしいでしょうか。予定では3週間を目途にしております、今回の議事録が出来次第、グループ長会議を行いまして、案内を発送しますのでよろしくお願いいたします。貴重な時間を頂きありがとうございました。お疲れ様でした。
---------------	--